

令和7年第5回教育委員会定例会日程

日時 令和7年5月9日(金) 午前9時30分

場所 市役所7階701会議室

- 第1 議案第20号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
- 第2 議案第21号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について
- 第3 教育長報告 東久留米市「学力定着度調査」結果について
- 第4 教育委員報告 東京都市町村教育委員会連合会
令和7年度第1回理事会について

議案第20号

東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年5月9日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

(提案理由)

東久留米市事務決裁規程の改正等に伴い、内容を整理する必要がある。

東久留米市教育委員会訓令甲第 号

東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

東久留米市教育委員会事務決裁規程（昭和58年9月29日教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「文書管理システム」を「当該システム」に改める。

別表部庶務担当課分掌事務のうち11の項から14の項までを削り15の項を11の項とし、16の項を12の項とし、17の項を削り、18の項を13の項とする。

別表各課共通分掌事務のうち3 財産に関する事項の部5の項通知先の欄中「管財課長」を削る。

別表各課共通分掌事務のうち4 財務に関する事項の部17の項を次のように改める。

4 財務に関する事項	17 時間外勤務実績を取りまとめ、報告すること。			○			職員課長に提出
------------	--------------------------	--	--	---	--	--	---------

別表各課分掌事務のうち教育総務課庶務係の部を次のように改める。

分掌事務	決裁区分			指定合議先	通知先	備考
	教育長	部長	課長			
教育総務課庶務係						
1 委員会を招集し運営すること。	○					
2 規則、規程等を事前審査すること。			○			
3 委員会へ提出する議案を作成し送付すること。	○					
4 規則、規程等を制定し公布すること。	○					
5 条例の制定、議案の議会への報告について申し出ること。	○			総務課長		
6 委員会議事録を作成すること。	○					
7 告示を掲示すること。			○			
8 令達についての事務を行うこと。			○			

9 公印台帳を作成し 印影を保存すること。			○			
1 0 公印を新調、改 印、廃止すること。			○			
1 1 人事関係資料を 管理すること。			○			
1 2 教育長の日程を 調整すること。			○			
1 3 教育長への来客 の応待をすること。			○			
1 4 交際費の支出を 決定すること。	○					
1 5 交際費の保管、受 払をすること。			○			
1 6 渉外事務を処理 すること。	○					
1 7 校長会を招集し 運営すること。	○					
1 8 地方教育行財政 調査を実施すること。		○				
1 9 事務局の文書の 集配及び交換文書に 関すること。			○			
2 0 休暇簿等の整理 に関すること。			○			
2 1 事務局の部課長 会議を主宰すること。	○					
2 2 新規事務事業の 調整に関すること。	○					
2 3 教育長の特命に よる調査、調整に関す ること。	○					

24 教育振興基本計画を立案すること。	○					
25 東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書を作成し、議会へ報告及び公表すること。	○					
26 請願を処理すること。	○					
27 総合教育会議の運営に関すること。	—	○				
28 学校危機管理マニュアルに関すること。	○					
29 教育行政に関する相談（就学相談及び学習相談を除く。）に関すること。			○			
30 他の部課に属しない事務を調整し処理すること。			○			

別表分掌事務中学務課給食保健係のうち5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項から14の項までを1ずつ繰り上げる。

別表分掌事務生涯学習課生涯学習係のうち6の項中「成人式式典」を「二十歳のつどい」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この訓令は、決裁日から施行する。

東久留米市教育委員会事務決裁規程新旧対照表

改正案	現 行																																																																																																								
(目的) 第1条～第5条（現行のとおり） (代決方法) 第6条 第4条の規定により代決した場合は、東久留米市文書管理規程（平成16年東久留米市訓令甲第1号）第17条第1項の規定による電子決裁方式にあっては代決する旨を <u>当該システム</u> に登録し、同条第2項の規定による押印決裁方式にあっては起案用紙の該当欄に代決者の認印を押し、その右上方に「代」と記さなければならない。 2（現行のとおり） (専決制限) 第7条～11条（現行のとおり） 別表 I 委員会の権限に属する事務（現行のとおり） II 教育長の権限に属する事務 部庶務担当課分掌事務	(目的) 第1条～第5条（略） (代決方法) 第6条 第4条の規定により代決した場合は、東久留米市文書管理規程（平成16年東久留米市訓令甲第1号）第17条第1項の規定による電子決裁方式にあっては代決する旨を <u>文書管理システム</u> に登録し、同条第2項の規定による押印決裁方式にあっては起案用紙の該当欄に代決者の認印を押し、その右上方に「代」と記さなければならない。 2（略） (専決制限) 第7条～第11条（略） 別表 I 委員会の権限に属する事務（略） II 教育長の権限に属する事務 部庶務担当課分掌事務																																																																																																								
<table><tr><th rowspan="2">分掌事務</th><th colspan="3">決裁区分</th><th rowspan="2">指定 合議 先</th><th rowspan="2">通知 先</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>教育 長</th><th>部長</th><th>課長</th></tr><tr><td colspan="7">1の項から10の項まで（現行のとおり）</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>11 市長 が行う表</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	分掌事務	決裁区分			指定 合議 先	通知 先	備考	教育 長	部長	課長	1の項から10の項まで（現行のとおり）																																			11 市長 が行う表		○					<table><tr><th rowspan="2">分掌事務</th><th colspan="3">決裁区分</th><th rowspan="2">指定 合議 先</th><th rowspan="2">通知 先</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>教育 長</th><th>部長</th><th>課長</th></tr><tr><td colspan="7">1の項から10の項まで（略）</td></tr><tr><td>11 庁議 の議題に ついて審 査するこ と。</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>12 継続 費、繰越明 許費、事故 繰越の繰 越額の申 請につい て取りま とめ、審査 すること。</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>企 画 経 営 室 長 に 提 出</td></tr><tr><td>13 主要 施策の成 果の資料 を取りま とめ、審査 すること。</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>14 決算 の資料を 取りまと め、審査す ること。</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>15 市長 が行う表</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	分掌事務	決裁区分			指定 合議 先	通知 先	備考	教育 長	部長	課長	1の項から10の項まで（略）							11 庁議 の議題に ついて審 査するこ と。		○					12 継続 費、繰越明 許費、事故 繰越の繰 越額の申 請につい て取りま とめ、審査 すること。		○				企 画 経 営 室 長 に 提 出	13 主要 施策の成 果の資料 を取りま とめ、審査 すること。		○					14 決算 の資料を 取りまと め、審査す ること。		○					15 市長 が行う表		○				
分掌事務		決裁区分						指定 合議 先	通知 先	備考																																																																																															
	教育 長	部長	課長																																																																																																						
1の項から10の項まで（現行のとおり）																																																																																																									
11 市長 が行う表		○																																																																																																							
分掌事務	決裁区分			指定 合議 先	通知 先	備考																																																																																																			
	教育 長	部長	課長																																																																																																						
1の項から10の項まで（略）																																																																																																									
11 庁議 の議題に ついて審 査するこ と。		○																																																																																																							
12 継続 費、繰越明 許費、事故 繰越の繰 越額の申 請につい て取りま とめ、審査 すること。		○				企 画 経 営 室 長 に 提 出																																																																																																			
13 主要 施策の成 果の資料 を取りま とめ、審査 すること。		○																																																																																																							
14 決算 の資料を 取りまと め、審査す ること。		○																																																																																																							
15 市長 が行う表		○																																																																																																							

彰の被表彰者申請を取りまとめ、審査すること。						
1 2 他機関が行う表彰の被表彰者申請を取りまとめ、審査すること。		○				
1 3 その他部内の庶務を処理すること。			○			

各課共通分掌事務

区分	分掌事務	決裁区分			指 定 合 議 先	通 知 先	備考
		教 育 長	部 長	課 長			
1 組織及び人事に関する事項 の部（現行のとおり）							
2 事務執行に関する事項 の部（現行のとおり）							
3	1の項から4の項まで（現行のとおり）						
財産に関する事項	5 備品等の管理及び不用物品の処分を行うこと。			○			
	6の項から7の項まで（現行のとおり）						
4	1の項から16の項まで（現行のとおり）						
財務に関する事項	1 7 時間外勤務実績を取りまとめ、報告すること。			○			職員課長に提出

彰の被表彰者申請を取りまとめ、審査すること。						
1 6 他機関が行う表彰の被表彰者申請を取りまとめ、審査すること。		○				
1 7 行政財産の所管換等の申請を取りまとめ、審査すること。		○				
1 8 その他部内の庶務を処理すること。			○			

各課共通分掌事務

区分	分掌事務	決裁区分			指 定 合 議 先	通 知 先	備考
		教 育 長	部 長	課 長			
1 組織及び人事に関する事項 の部（略）							
2 事務執行に関する事項 の部（略）							
3	1の項から4の項まで（略）						
財 産 に 関 す る 事 項	5 備 品 等 の 管 理 及 び 不 用 物 品 の 処 分 を 行 う こと。			○		管 財 課 長	
	6の項から7の項まで（略）						
4	1の項から16の項まで（略）						
財 務 に 関 す る 事 項	1 7 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 旅 費 等 の 計 算 を 取 り ま と め、 審 査 す る こと。			○			

18の項（現行のとおり）
5 検査に関する事項 の部（現行のとおり）
6 電子計算組織に関する事項 の部（現行のとおり）

各課分掌事務

分掌事務	決裁区分			指定 合議 先	通知 先	備考
	教育 部長 長	部長	課長			
教育総務課 庶務係						
1 委員会 を招集し 運営する こと。	○					
2 規則、規 程等を事 前審査す ること。			○			
3 委員会 へ提出す る議案を 作成し送 付するこ と。	○					
4 規則、規 程等を制 定し公布 すること。	○					
5 条例の 制定、議 案の議会 への報告 について 申し出る こと。	○			総務 課長		
6 委員会 議事録を 作成する こと。	○					
7 告示を 掲示する こと。			○			
8 令達に ついての 事務を行 うこと。			○			
9 公印台 帳を作成 し印影を 保存する こと。			○			
10 公印 を新調、 改印、廃 止す			○			

18の項（略）
5 検査に関する事項 の部（略）
6 電子計算組織に関する事項 の部（略）

各課分掌事務

分掌事務	決裁区分			指定 合議 先	通知 先	備考
	教育 部長 長	部長	課長			
教育総務課 庶務係						
1 委員会 を招集し 運営する こと。	○					
2 規則、規 程等を事 前審査す ること。			○			
3 委員会 へ提出す る議案を 作成し送 付するこ と。	○					
4 規則、規 程等を制 定し公布 すること。	○					
5 条例の 制定、議 案の議会 への報告 について 申し出る こと。	○			総務 課長		
6 委員会 議事録を 作成する こと。	○					
7 告示を 掲示する こと。			○			
8 令達に ついての 事務を行 うこと。			○			
9 公印台 帳を作成 し印影を 保存する こと。			○			
10 公印 を新調、 改印、廃 止す			○			

ること。						
1 1 人事 関係資料 を管理す ること。			○			
1 2 教育 長の日程 を調整す ること。			○			
1 3 教育 長への来 客の応待 をすること。			○			
1 4 交際 費の支出 を決定す ること。	○					
1 5 交際 費の保管、 受払をす ること。			○			
1 6 渉外 事務を処 理すること。	○					
1 7 校長 会を招集 し運営す ること。	○					
1 8 地方 教育行財 政調査を 実施する こと。		○				
1 9 事務 局の文書 の集配及 び交換文 書に関す ること。			○			
2 0 休暇 簿等の整 理に関す ること。			○			
2 1 事務	○					

ること。						
1 1 職員 の配置計 画を立案 すること。	○					
1 2 職員 の異動計 画を立案 すること。	○					
1 3 人事 関係資料 を管理す ること。			○			
1 4 教育 長の日程 を調整す ること。			○			
1 5 教育 長への来 客の応待 をすること。			○			
1 6 交際 費の支出 を決定す ること。	○					
1 7 交際 費の保管、 受払をす ること。			○			
1 8 渉外 事務を処 理すること。	○					
1 9 校長 会を招集 し運営す ること。	○					
2 0 地方 教育行財 政調査を 実施する こと。		○				
2 1 事務 局の文書 の集配及 び交換文 書に関す ること。			○			
2 2 請暇 簿等の整 理に関す ること。			○			
2 3 事務	○					

局の部課 長会議を 主宰する こと。							
2 2 新規 事務事業 の調整に 関すること。	○						
2 3 教育 長の特命 による調 査、調整に 関すること。	○						
2 4 教育 振興基本 計画を立 案すること。	○						
2 5 東久 留米市教 育委員会 の権限に 属する事 務の管理 及び執行 の状況の 点検及び 評価報告 書を作成 し、議会 へ報告及 び公表す ること。	○						
2 6 請願 を処理す ること。	○						
2 7 総合 教育会議 の運営に 関すること。	一	○					
2 8 学校 危機管理 マニュアル に関す ること。	○						
2 9 教育 行政に関 する相談 （就学相 談及び学 習相談を 除く。）に			○				

局の部課 長会議を 主宰する こと。							
2 4 新規 事務事業 の調整に 関すること。	○						
2 5 教育 長の特命 による調 査、調整に 関すること。	○						
2 6 教育 振興基本 計画を立 案すること。	○						
2 7 東久 留米市教 育委員会 の権限に 属する事 務の管理 及び執行 の状況の 点検及び 評価報告 書を作成 し、議会 へ報告及 び公表す ること。	○						
2 8 請願 を処理す ること。	○						
2 9 総合 教育会議 の運営に 関すること。	一	○					
3 0 学校 危機管理 マニュアル に関す ること。	○						
3 1 教育 行政に関 する相談 （就学相 談及び学 習相談を 除く。）に			○				

関すること。						
3 0 他 部 課に属 しない事 務を調整 し処理す ること。			○			
教育総務課経理係 の部から学務課学事係 の部まで (現行のとおり)						
学務課保健 給食係						
1 の項から 4 の項まで (現行のとおり)						
5 学校ブ ールの水 質 検 査 を 実施する こと。			○			
6 就学時 健康診断 に関する こと。		○				
7 学校給 食の総合 計画及び 総合調整 に関する こと。	○					
8 学校給 食用物資 納入業者 選定委員 会を招集 し運営を すること。			○			
9 学校給 食におけ る安全衛 生に關す ること。			○			
1 0 学校 給食の指 導及び栄 養管理に 關すること。			○			
1 1 学校 給食関係 職員の研			○			

関すること。						
3 2 他 部 課に属 しない事 務を調整 し処理す ること。			○			
教育総務課 経理係						
学務課保健 給食係						
1 の項から 4 の項まで (略)						
5 学校ブ ール水泳 時救急医 の委嘱を すること。	○					
6 学校ブ ールの水 質 検 査 を 実施する こと。			○			
7 就学時 健康診断 に関する こと。		○				
8 学校給 食の総合 計画及び 総合調整 に関する こと。	○					
9 学校給 食用物資 納入業者 選定委員 会を招集 し運営を すること。			○			
1 0 学校 給食にお ける安全 衛生に關 すること。			○			
1 1 学校 給食の指 導及び栄 養管理に 關すること。			○			
1 2 学校 給食関係 職員の研			○			

修に関する こと。						
1 2 学校 給食設備 に関する こと。			○			
1 3 その 他、学校保 健及び学 校給食に 関するこ と。			○			
指導室指導係 の部から指導室特別支援教育 係 の部まで（現行のとおり）						
生涯学習課 生涯学習係						
1 の項から 5 の項まで（現行のとおり）						
6 二十歳 のつどい を計画し、 実施する こと。	○					
7 の項から 3 8 の項まで（現行のとおり）						
生涯学習課文化財係 の部から図書館 の部 まで（現行のとおり）						

修に関する こと。						
1 3 学校 給食設備 に関する こと。			○			
1 4 その 他、学校保 健及び学 校給食に 関するこ と。			○			
指導室指導係 の部から指導室特別支援教育 係 の部まで（略）						
生涯学習課 生涯学習係						
1 の項から 5 の項まで（略）						
6 成人式 式典を計 画し、実施 すること。	○					
7 の項から 3 8 の項まで（略）						
生涯学習課文化財係 の部から図書館 の部 まで（略）						

議案第 21 号

東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 9 日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

(提案理由)

事務の終了及び事業名の変更に伴う文言整理をする必要がある。

東久留米市教育委員会規則第 号

東久留米市教育委員会処務規則の一部を改正する規則

東久留米市教育委員会処務規則（平成15年2月24日教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表分掌事務中教育部教育総務課庶務係の部のうち8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項から13の項までを1ずつ繰り上げる。

別表分掌事務中教育部生涯学習課生涯学習係の部のうち5の項中「成人式」を「二十歳のつどい」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、決裁日から施行する。

東久留米市教育委員会処務規則新旧対照表

改正案	現 行
第1条から第9条まで（現行のとおり） 別表 分掌事務 教育部 教育総務課 庶務係 1の項から7の項まで（現行のとおり） 8 削除 8 学校教育機関との総合調整に関する事。 9 9 事務局内の総合調達に関する事。 10 10 教育行政の相談に関する事。 11 11 部内の総合調整並びに部及び課の庶務に関する事。 12 12 部内の他の課に属さない事。 経理係の部から指導室の部まで（現行のとおり） 生涯学習課 生涯学習係 1の項から4の項まで（現行のとおり） 5 <u>二十歳のつどい</u> に関する事。 6の項から20の項まで（現行のとおり） 文化財係の部から図書館の部まで（現行のとおり）	第1条から第9条まで（略） 別表 分掌事務 教育部 教育総務課 庶務係 1の項から7の項まで（略） 8 奨学資金に関する事。 9 学校教育機関との総合調整に関する事。 10 事務局内の総合調達に関する事。 11 教育行政の相談に関する事。 12 部内の総合調整並びに部及び課の庶務に関する事。 13 部内の他の課に属さない事。 経理係の部から指導室の部まで（略） 生涯学習課 生涯学習係 1の項から4の項まで（略） 5 <u>成人式</u> に関する事。 6の項から20の項まで（略） 文化財係の部から図書館の部まで（略）

令和 6 年度 東久留米市「学力定着度調査」結果について 正答率分布《市及び全国全体》

1 調査日時

令和 7 年 1 月 31 日（金）

2 調査対象

小学校第 2・4・6 学年、中学校第 2 学年

3 調査内容

教科に関する調査〔国語、算数・数学〕

◆教科の観点別集計 平均得点率（％）

（ ）は全国、 は全国平均を上回った分野
「2 観点」…「知識・技能」と「思考・判断・表現」

教科	観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度	2 観点平均
国語（小 2）		79.4（79.8）	63.0（63.8）	80.4（81.2）	71.2（71.8）
国語（小 4）		67.7（68.9）	61.9（62.7）	77.2（80.3）	64.9（65.8）
国語（小 6）		64.7（68.8）	65.3（66.7）	74.2（78.9）	65.0（67.8）
国語（中 2）		64.3（64.2）	67.2（65.1）	72.3（76.1）	65.7（64.7）

教科	観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度	2 観点平均
算 数（小 2）		77.1（77.0）	53.9（57.9）	80.3（82.1）	65.5（67.5）
算 数（小 4）		65.1（66.0）	49.5（52.8）	77.6（80.7）	57.4（59.4）
算 数（小 6）		70.9（71.9）	63.0（62.9）	75.3（79.3）	67.0（67.4）
数 学（中 2）		69.6（70.9）	59.2（58.0）	72.2（76.8）	64.4（64.5）

◆領域別調査結果の平均得点率（％）

教科	領域	I 話すこと・聞くこと	II 書くこと	III 読むこと
国 語（小 2）		74.9（76.6）	66.6（66.7）	69.7（69.9）
国 語（小 4）		71.0（70.1）	55.6（57.2）	64.8（66.7）
国 語（小 6）		68.9（70.6）	61.0（66.1）	66.1（65.9）
国 語（中 2）		64.8（62.8）	72.1（70.5）	61.0（60.9）

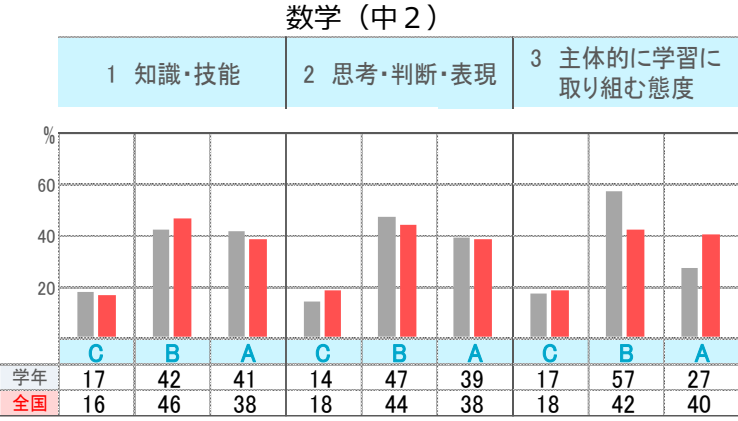
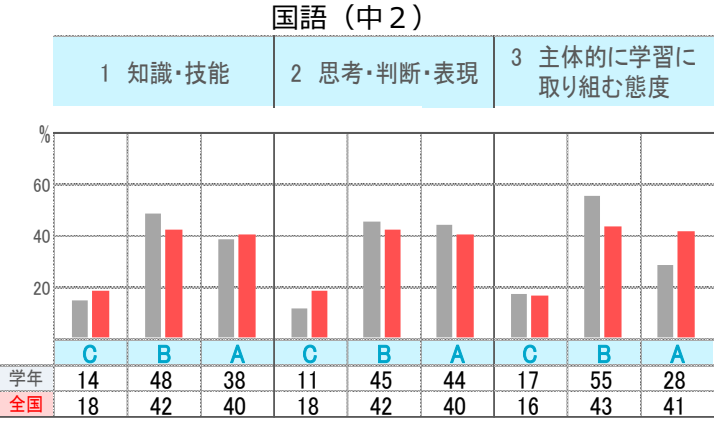
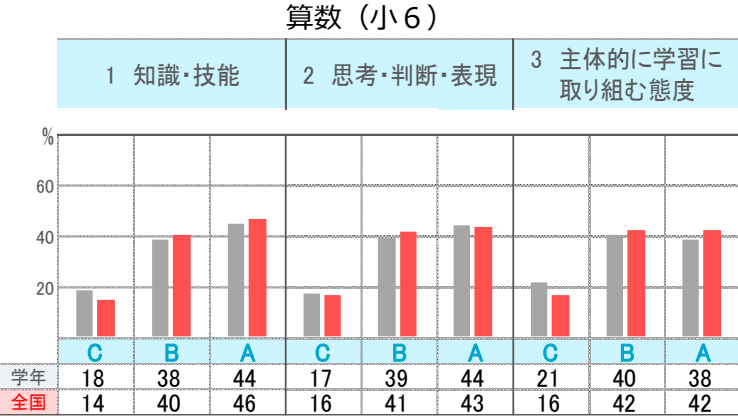
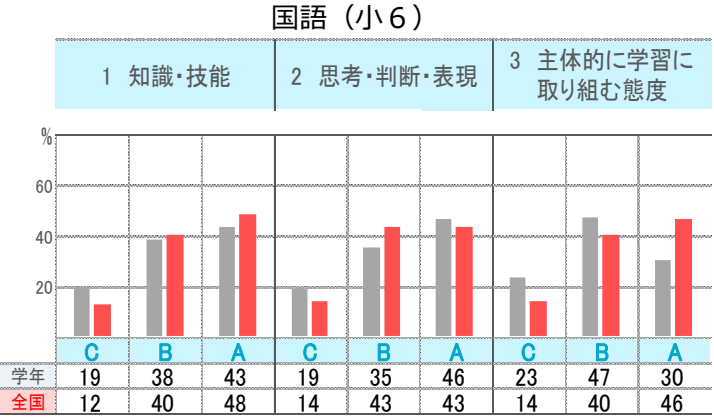
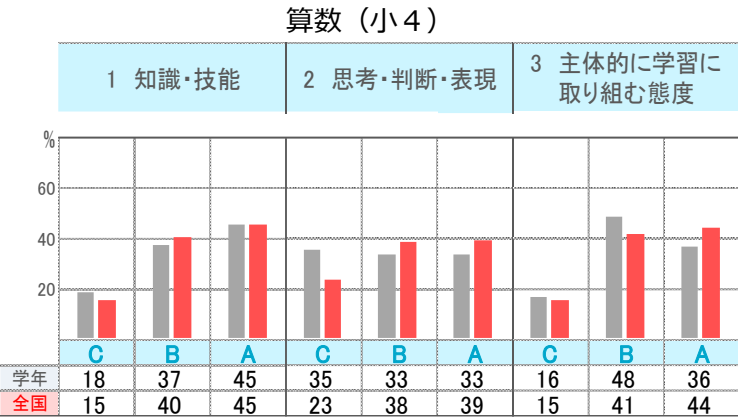
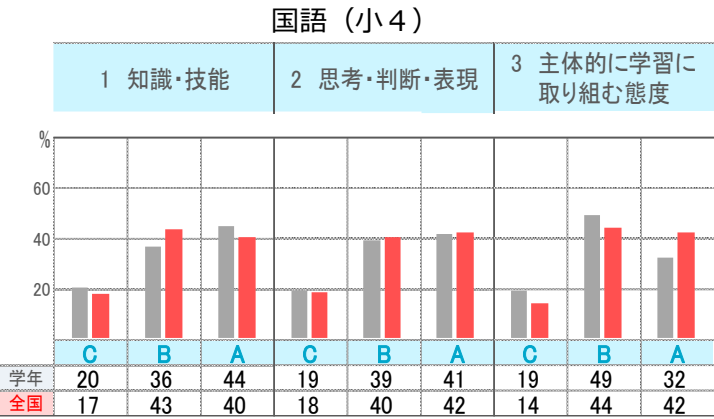
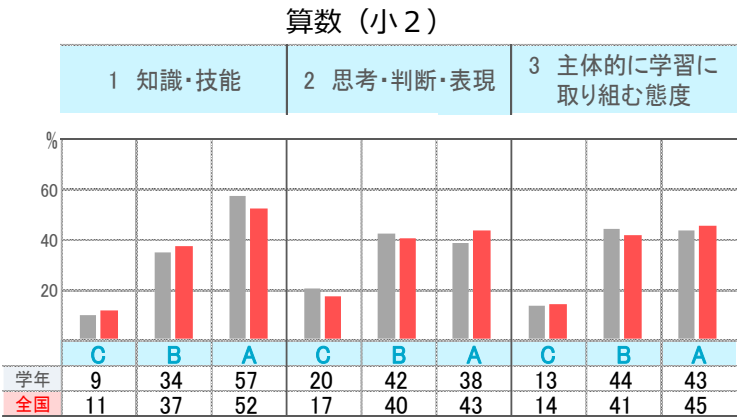
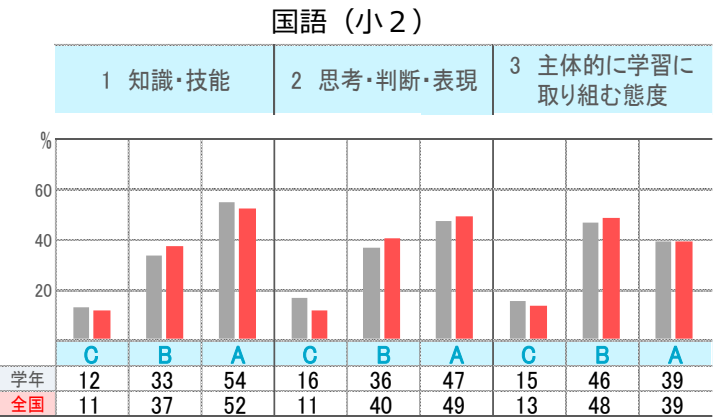
領域 教科	Ⅰ 数と計算		Ⅱ 図形		Ⅲ 測定・データの活用	
算 数 (小2)	69.9 (69.5)		56.8 (63.6)		72.5 (73.6)	

領域 教科	Ⅰ 数と計算		Ⅱ 図形		Ⅲ 変化と関係		Ⅳ データの活用	
算 数 (小4)	66.4 (65.4)		57.8 (62.9)		48.6 (49.6)		50.8 (54.1)	
算 数 (小6)	67.6 (67.1)		70.2 (66.9)		69.6 (69.4)		58.8 (65.2)	

領域 教科	Ⅰ 数と式		Ⅱ 図形		Ⅲ 関数	
数 学 (中2)	63.4 (63.8)		71.2 (70.5)		61.4 (62.1)	

◆観点別出現率（％）

棒グラフ（左）：東久留米市 棒グラフ（右）：全国
縦軸：評定出現率（％） 横軸：評定 A 十分満足できる B おおむね満足できる C 努力を要する



国語

◆2観点の領域別集計

I 話すこと・聞くこと II 書くこと III 読むこと

国語（小2）

領域 大 中	内 容		得点率	全 国 得点率	全国比	全国との比較		
						←低い	全国＝100	高い→
I	1	伝わるように話す・話し合う	64.8	70.2	92			
I	2	大事なことを聞き取る	82.4	81.8	101			
I	3	ていねいな言葉で話す	77.0	76.7	100			
II	4	事柄や順序を考え書く・推敲する	58.3	58.0	101			
II	5	文や文章を正しく書く	47.2	49.3	96			
II	6	漢字の書き・片仮名の書き	86.4	85.7	101			
III	7	内容の大体を捉える・感想の共有	67.1	66.7	101			
III	8	重要な語や人物の行動を捉える	60.3	60.5	100			
III	9	漢字の読み、主語述語の理解	86.2	86.8	99			

国語（小4）

領域 大 中	内 容		得点率	全 国 得点率	全国比	全国との比較		
						←低い	全国＝100	高い→
I	1	構成を考え話す・話し合う	61.5	61.3	100			
I	2	工夫して話す・内容を捉えて聞く	71.6	69.6	103			
I	3	接続詞の理解、慣用句の理解	81.8	81.0	101			
II	4	構成を考え書く・推敲する	55.7	58.8	95			
II	5	目的に応じて工夫して書く	54.7	55.3	99			
II	6	漢字の書き	56.4	55.0	103			
III	7	主題を読み取る・考え感想の共有	69.5	68.4	102			
III	8	詳細を読み取って解釈する	62.7	64.7	97			
III	9	漢字の読み、短歌・俳句など	63.4	67.1	94			

国語（小6）

領域 大 中	内 容		得点率	全 国 得点率	全国比	全国との比較		
						←低い	全国＝100	高い→
I	1	構成を考え話す・話し合う	67.1	69.7	96			
I	2	話を聞き内容を捉える	81.2	79.8	102			
I	3	敬語	56.6	60.8	93			
II	4	構成を考え書く・推敲する	57.3	63.8	90			
II	5	目的に応じて工夫して書く	67.7	69.6	97			
II	6	漢字の書き・熟語の構成	59.4	65.3	91			
III	7	主題を読み取る・感想の共有	60.7	59.5	102			
III	8	詳細を読み取って解釈する	57.6	57.2	101			
III	9	漢字の読み・主語と述語の理解	80.7	81.6	99			

国語（中2）

領域 大 中	内 容		得点率	全 国 得点率	全国比	全国との比較		
						←低い	全国＝100	高い→
I	1	構成を考え話す・話し合う	66.8	69.0	97			
I	2	話を聞き内容をとらえる	72.0	67.0	107			
I	3	情報の扱い方	55.7	52.3	107			
II	4	構成を考え書く・推敲する	72.6	73.3	99			
II	5	目的に応じて工夫して書く	59.1	54.4	109			
II	6	漢字の書き・同訓異字等	79.2	78.2	101			
III	7	主題や構成を読み取る	61.1	60.5	101			
III	8	要点をとらえ内容を解釈する	71.3	67.7	105			
III	9	漢字の読み・古典・単語の活用等	55.9	57.7	97			

◆主体的に学習に取り組む態度 質問内容別集計

国語（小2）

項 目	学年 得点	全国 得点	全国 指数	全国との比較		
				←低い	全国＝100	高い→
1 教科学習を粘り強く進める態度	7.3	7.4	98			
2 教科学習を自己調整しようとする態度	6.6	6.8	96			
3 教科学習への興味関心	7.4	7.5	98			
4 教科に関する自信	7.6	7.5	102			

国語（小4）

項 目	学年 得点	全国 得点	全国 指数	全国との比較		
				←低い	全国＝100	高い→
1 教科学習を粘り強く進める態度	9.4	9.8	93			
2 教科学習を自己調整しようとする態度	8.2	8.7	91			
3 教科学習への興味関心	9.7	10.0	94			
4 教科に関する自信	9.7	10.0	94			

国語（小6）

項 目	学年 得点	全国 得点	全国 指数	全国との比較		
				←低い	全国＝100	高い→
1 教科学習を粘り強く進める態度	9.1	9.5	93			
2 教科学習を自己調整しようとする態度	8.0	8.7	87			
3 教科学習への興味関心	9.0	9.7	86			
4 教科に関する自信	9.6	9.9	93			

国語（中2）

項 目	学年 得点	全国 得点	全国 指数	全国との比較		
				←低い	全国＝100	高い→
1 教科学習を粘り強く進める態度	8.9	9.4	92			
2 教科学習を自己調整しようとする態度	7.9	8.5	89			
3 教科学習への興味関心	8.9	9.3	93			
4 教科に関する自信	9.1	9.3	95			

小学校【国語】の結果について

「2観点の領域別集計」について、全国比を見ると、全国と同等又は上回る領域が最も多いのは2年生であり、学年が上がるとやや少なくなる傾向がある。

大領域で見ると、「II 書くこと」については、全国と同等であるものの、他の大領域よりも得点率が低く、低学年から課題となっている。

中領域で見ると、どの学年も「5」の「文や文章を正しく書く」「目的に応じて工夫して書く」の得点率が他の中領域や全国と比べて低い。また、4年生・6年生では、「4 構成を考え書く・推敲する」の得点率が他の中領域や全国と比べて低く、課題となっている。

これらのことから、伝えたいことを自分の言葉で表現する言語活動、文章を読んで考えを書く学習、一人1台端末を活用した文章の作文や推敲など、課題に応じた学習活動の充実や授業改善の推進が求められる。

「主体的に学習に取り組む態度」について、全国指数を見ると、全国と同等又は上回る項目が多いのは2年生であり、学年が上がると少なくなる傾向がある。

項目別に見ると、どの学年も「2 教科学習を自己調整しようとする態度」「3 教科学習への興味関心」の得点が他の項目や全国と比べて低く、課題となっている。

これらのことから、自己調整しようとする態度を育むために、授業中の形成的評価や授業後の振り返りを確実に行之、自分は何ができて（分かって）何ができなかったか（分からなかったか）を児童自身が整理し、改善策を考え、次時へ向かうようにすることが必要である。また、教科学習への興味関心を高めるために、教科書の二次元コードから関連する内容を学んだり、教師の交換授業等により専門性の高い授業を提供したりするなどの工夫が必要である。

中学校【国語】の結果について

「2観点の領域別集計」について、全国比を見ると、全ての中領域において、全国とほぼ同等又は全国を上回った。

中領域で見ると、「1 構成を考え話す・話し合う」「9 漢字の読み・古典・単語の活用等」の得点率が他の中領域や全国と比べてやや低く、課題となっている。

「主体的に学習に取り組む態度」について、全国指数を項目別に見ると、特に「2 教科学習を自己調整しようとする態度」の得点が他の項目や全国と比べて低い。

これらのことから、教師が個々の生徒の学習進度や学習到達度を把握した上で、生徒に目標や学習計画を立てさせ、自分の考えをもつための時間、自分の考えを見直すための手段や方法についても、生徒に自己決定させるなど「指導の個別化」を図るとともに、必要な生徒に対しては、教師が具体的な支援をより重点的に行うなど、生徒の学習改善を促す指導の充実が必要である。

算 数 ・ 数 学

◆ 2 観点の領域別集計

算数（小２） I 数と計算 II 図形 III 測定・データの活用

領 域 大 中	内 容		得点率	全 国 得点率	全国比	全国との比較		
						←低い	全国＝100	高い→
I	1	数の構成と表し方	83.9	75.6	111			
I	2	たし算とひき算	60.6	63.5	95			
I	3	かけ算	68.3	70.1	97			
II	4	三角形や四角形	56.8	63.6	89			
III	5	長さ、かさ	67.0	70.7	95			
III	6	時間の単位	75.8	73.5	103			
III	7	表やグラフ	80.9	80.7	100			

算数（小４） I 数と計算 II 図形 III 変化と関係 IV データの活用

領 域 大 中	内 容		得点率	全 国 得点率	全国比	全国との比較		
						←低い	全国＝100	高い→
I	1	整数の表し方、がい数と四捨五入	68.2	71.6	95			
I	2	わり算	67.0	64.2	104			
I	3	小数のしくみとその計算	77.6	72.5	107			
I	4	かっこを用いた式、四則の性質	55.0	55.0	100			
II	5	平行・垂直と四角形	57.3	64.2	89			
II	6	面積	59.2	67.0	88			
II	7	角の大きさ	56.9	57.3	99			
III	8	割合	48.6	49.6	98			
IV	9	表と折れ線グラフ	50.8	54.1	94			

算数（小６） I 数と計算 II 図形 III 変化と関係 IV データの活用

領 域 大 中	内 容		得点率	全 国 得点率	全国比	全国との比較		
						←低い	全国＝100	高い→
I	1	分数	62.4	63.8	98			
I	2	文字を用いた式	78.1	73.8	106			
II	3	縮図や拡大図、対称な図形	74.2	72.2	103			
II	4	円の面積、角柱や円柱の体積	65.5	60.6	108			
III	5	比例	67.3	68.3	99			
III	6	比	72.5	70.6	103			
IV	7	代表値、度数分布表と柱状グラフ	62.4	64.6	97			
IV	8	起こり得る場合	55.2	65.8	84			

数学（中２） I 数と式 II 図形 III 関数

領 域 大 中	内 容		得点率	全 国 得点率	全国比	全国との比較		
						←低い	全国＝100	高い→
I	1	式の計算	67.8	68.5	99			
I	2	連立方程式	57.5	57.5	100			
II	3	平行線や多角形の角の性質	78.0	79.0	99			
II	4	三角形の合同、証明	66.0	64.1	103			
III	5	1次関数	61.4	62.1	99			

令和 7 年第 5 回教育委員会資料（令和 7 年 5 月 9 日）指導室

小学校【算数】の結果について

「2 観点の領域別集計」について、全国比を見ると、全国と同等又は上回る領域が最も多いのは 6 年生である。

中領域で見ると、2 年生では、「4 三角形や四角形」の得点率が他の中領域や全国と比べて低く、特に、図形を移動・回転させて三角形や四角形を作ることに課題が見られる。4 年生では、「6 面積」の得点率が他の中領域や全国と比べて低く、複合図形を求積するための式の意味を説明することに課題が見られる。6 年生では、「8 起こり得る場合」の得点率が他の中領域や全国と比べて低く、樹形図から場合の数を求めたり、組み合わせを調べて説明したりすることに課題が見られる。

このように、順序立てて解決する問題や自分の言葉で解決の方法を表現する問題に課題が見られることから、日々の授業においても、単に答えを求めるだけでなく、計算や操作の意味、根拠や考え方について表現し、説明し合うなど、「協働的な学び」の充実が必要である。

「主体的に学習に取り組む態度」について、全国指数を見ると、全国と同等又は上回る項目が多いのは 2 年生であり、学年が上がると少なくなる傾向がある。

項目別に見ると、国語と同様に「2 教科学習を自己調整しようとする態度」の得点が高い項目や全国と比べて低く、課題となっている。

このことから、自己調整しようとする態度を育むために、授業中の形成的評価や授業後の振り返りを確実にを行い、習熟度別指導や一人 1 台端末の活用を推進し、個に応じた指導の充実を図ることが必要である。

中学校【数学】の結果について

「2 観点の領域別集計」について、全国比を見ると、全ての中領域において、全国とほぼ同等又は全国を上回った。

得点率がやや低かった問題は「2 連立方程式」のうち、グラフに示した 2 元 1 次方程式の交点から連立方程式の解を求める問題であり、小学校と同様に、単に答えを求めるだけでなく、問題の事象や計算について多面的に捉え、説明し合うなど、「協働的な学び」の充実が必要である。

「主体的に学習に取り組む態度」について、全国指数を項目別に見ると、国語と同様に「2 教科学習を自己調整しようとする態度」の得点が高い項目や全国と比べて低く、課題となっている。

これらのことから、日々の授業において、目標設定と振り返りの場面を確実に設定するとともに、日常場面を含む活用的な問題解決学習を取り入れるなど、生徒が主体的に取り組み、教科学習への興味関心が高まるような授業改善が必要である。

◆ 主体的に学習に取り組む態度 質問内容別集計

算数（小２）

項 目	学年 得点	全国 得点	全国 指数	全国との比較		
				←低い	全国＝100	高い→
1 教科学習を粘り強く進める態度	7.3	7.5	96			
2 教科学習を自己調整しようとする態度	6.7	6.9	95			
3 教科学習への興味関心	7.3	7.5	95			
4 教科に関する自信	7.6	7.7	99			

算数（小４）

項 目	学年 得点	全国 得点	全国 指数	全国との比較		
				←低い	全国＝100	高い→
1 教科学習を粘り強く進める態度	9.4	9.8	93			
2 教科学習を自己調整しようとする態度	8.4	9.1	88			
3 教科学習への興味関心	9.5	9.8	95			
4 教科に関する自信	9.9	10.0	98			

算数（小６）

項 目	学年 得点	全国 得点	全国 指数	全国との比較		
				←低い	全国＝100	高い→
1 教科学習を粘り強く進める態度	9.2	9.6	92			
2 教科学習を自己調整しようとする態度	8.2	9.0	87			
3 教科学習への興味関心	9.0	9.5	91			
4 教科に関する自信	9.8	9.9	97			

数学（中２）

項 目	学年 得点	全国 得点	全国 指数	全国との比較		
				←低い	全国＝100	高い→
1 教科学習を粘り強く進める態度	8.9	9.4	93			
2 教科学習を自己調整しようとする態度	8.1	8.8	87			
3 教科学習への興味関心	8.7	9.4	91			
4 教科に関する自信	8.9	9.3	93			

令和7年度 東京都市町村教育委員会連合会

第 1 回 理 事 会

令和7年4月28日
東京自治会館

次 第

1 議題等

- (1) 東京都市町村教育委員会連合会役員の交代について
・・・・・・・・・・資料 1

- (2) 東京都市町村教育委員会連合会第69回定期総会について
・・・・・・・・・・資料 2

議案第1号

- 令和6年度東京都市町村教育委員会連合会事業報告の承認について
・・・・・・・・・・資料 3

議案第2号

- 令和6年度東京都市町村教育委員会連合会歳入歳出決算の承認について
・・・・・・・・・・資料 4

議案第3号

- 令和7年度東京都市町村教育委員会連合会事業計画（案）について
・・・・・・・・・・資料 5

議案第4号

- 令和7年度東京都市町村教育委員会連合会歳入歳出予算（案）について
・・・・・・・・・・資料 6・7

- (3) 東京都市町村教育委員会連合会第69回定期総会の運営について
・・・・・・・・・・資料 8

- (4) 東京都市町村教育委員会連合会の表彰について
・・・・・・・・・・資料 9

- (5) 全国市町村教育委員会連合会の被表彰者について
・・・・・・・・・・資料 10

2 報告事項

- (1) 令和7年1月から4月までの事業報告について
・・・・・・・・・・資料 11